

【登録事項変更】全国通訳案内士登録申請に必要な書類一覧

	必要書類	備考
1	登録事項変更届出書 (様式あり)	氏名、住所の記載については こちら を参照してください。 ※複数言語申請の場合は、言語ごとに作成してください。
2	当該登録事項の変更が行われたことを証する書面	最近6か月以内に発行のものであること。 変更する事項について、変更前後の記載がある次の書面 【住所変更の場合】住民票抄本 【氏名変更の場合】戸籍抄本 <u>変更前後の記載がある次のア、イ、ウいずれかの書類に代えることができます。</u> ア.運転免許証(両面) イ.個人番号カード(マイナンバーカード)(表面のみ) ウ.写真付き住民基本台帳カード(両面) 【変更が複数回にわたる場合】 現在までの変更の経緯が確認できる書面が必要です。 任意の様式に、登録証記載の住所から現住所までの転居した時系列(わかる範囲での年月日)を記載して提出してください。
3	登録証 ※郵送提出	昭和58年12月10日から平成18年3月31日までに交付された「通訳案内業免許証」も、登録証とみなされます。 ※登録証を亡失・著しく損じた場合は、合格証書の写しが必要です。
4	写真(2枚) ※郵送提出 ※複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	最近6か月以内に撮影されたものであること。 無帽、正面、上三分身、無背景 大きさ縦3.0cm、横2.4cm カラー、モノクロどちらでも可 裏面に氏名を記載してください。
5	切手 ※郵送提出	460円分
	手数料(4,000円)	申請時に「e-kanagawa 電子申請」で電子納付してください。 窓口申請の場合は、次の方法で納付してください。 【令和7年3月31日まで】 収入証紙またはキャッシュレス決済 【令和7年4月1日から(予定)】 キャッシュレス決済または納付書 ※登録事項変更と登録証再交付を同時に申請する場合は、4,000円となります。 ※住居表示の実施により住所が変更された場合の住所変更届は、住所を管轄する市・区役所で「住居表示変更証明書」を取得し、県窓口に提出することで、手数料納付が不要となります。